

東京農業大学校友会長野県支部会則

(名称)

第1条 本会は「東京農業大学校友会長野県支部」という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅におく。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員の集会
- 2 会員の名簿の作成
- 3 会員の情報収集および連絡
- 4 その他目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、東京農業大学校友会会則の定めるところによる。

(役員)

第6条 本会は次の役員をおく。

支部長	1 名
副支部長	4 名
代議員	若干名
会計監査役	2 名

(役員を選任および任期)

第7条 役員は総会において選任する。

- 2 役員任期は2ヵ年とする。但し、再任をさまたげない。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、後任者が就任するまでは引き続きその職務をおこなうものとする。

(役員職務)

第8条 支部長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 代議員は校友会本部の理事・監事を選任し、代議員会を組織して重要事項を審議するものとする。
- 4 会計監査役は、会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会において推挙する。

- 2 顧問は重要な事項について支部長の諮問に応ずるものとする。

(総会)

第10条 総会は必要に応じて支部長がこれを招集する。

2 総会では別に定めてあるものの外、次の事項を審議する。

(1) 収支予算の認定

(2) 規約の改正

(地区別会議)

第11条 東信・北信・中信・南信地区別に、必要に応じ地区別会議を開催することができる。

(郡市連絡員)

第12条 会員との連絡を一層緊密にするため、会員の所在する郡市に若干名の連絡員をおくものとする。

2 連絡員は支部長が指名する。

(事務局)

第13条 本会に次の事務局をおく。

事務局の構成は次のとおりとし、事務局員は支部長が指名する。

(1) 事務局長 1名

(2) 庶務係員 若干名

(3) 地区責任者 東・北・中・南信 各1名

(会計)

第14条 本会の経費は、臨時の収入およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか必要な事項は支部長が定める。

附則

この会則は、昭和47年7月24日から施行する。

改正 昭和58年 3月13日

〃 昭和59年 6月24日

〃 昭和63年12月11日

〃 平成11年 9月26日